

5月12日は民生委員・児童委員の日です。 さらに、5月18日までは 「民生委員・児童委員活動強化週間」です。

(民生委員・児童委員の日は、地域の方々に民生委員・児童委員の活動や役割について理解を深めていただく目的をもって決められています。)

キャッチフレーズ～広げよう 地域に根ざした 思いやり～

下仁田町には40名の民生委員・児童委員(主任児童委員2名含む)がおり、以下の活動を通して、福祉が充実した住みよい下仁田町を目指して活躍しております。

民生委員・児童委員の役割(抜粋)

- 地域・在宅福祉活動
社会福祉協議会や関係機関・団体等と協働して福祉活動を行っています。
- 相談支援活動
さまざまな相談を受けて、解決に向けて支援をする活動をしています。
- 調査・実態把握
世帯の支援に必要な実態把握に努めています。

「人権擁護委員の日」全国一斉特設人権相談について

前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念として、特設人権相談所を開設します。

子どもに関すること、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいる方は気軽にお越しください。料金は無料で秘密は固く守ります。

なお、特設相談所へお越しになれない方につきましても、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受けつけておりますので、お気軽にご利用ください。

下仁田町は
6月3日(火)13時～16時
下仁田町公民館で行います。

全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110

問い合わせ先 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-211-4466

人権擁護委員を紹介します

平成26年4月1日付けで佐藤唯詞さん(西牧地区)・島崎孝一さん(青倉地区)が引き続き法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。今後も人権相談・人権啓発・人権救済など各種の人権擁護活動の場でご活躍いただきます。



人権相談

日 時 5月15日(木) 午後1時～4時
場 所 下仁田町公民館3階 ボランティア室
問い合わせ先 住民係 ☎82-2112

「ふるさと下仁田応援寄附金」ありがとうございました。

「ふるさと」に対して貢献・応援をしたいという納税者の“思い”を実現しようと創設された「ふるさと下仁田応援寄附金」に対して、平成25年度に18名の個人及び団体の方々から合計額1,509,600円をご寄附いただきました。

改めて御礼を申し上げるとともに、ここに公表いたします。寄附金は一旦基金に積立てた後に各種事業に運用をさせていただいております。

なおこの寄附金は年間を通じて受付しており、申込書は町ホームページからもダウンロードできますが、ご連絡いただければ郵送いたします。荒船風穴を含む富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産への登録を控えた下仁田町のまちづくり・活性化のために一層のご支援をお願いいたします。

(注)掲載はご寄附をいただいた金額順です。

また、公表を希望しない方については掲載を控させていただきました。

No	氏名又は団体名	住 所	金額(単位 円)
1	神戸 涼次 様	東京都八王子市	500,000
2	小柴 恭男 様	東京都港区	300,000
3	下仁田 ボランティア会様	下仁田町大字下仁田	100,000
4	赤尾 敏 様	東京都品川区	100,000
5	武藤 茂 様	安中市築瀬	100,000
6	(財)県森林・緑 整備基金	前橋市大友町	100,000
7	今井 浩 様	横浜市港北区	30,000

問合せ先 会計課 ☎82-2114(直通) FAX82-5766

滞納者の財産差押さえの実施状況

町では、税の公平性の観点から滞納者の財産差押さえ処分を強化しています。平成24～25年度の差押さえ件数及び差押さえ財産の換価による税収は、次のとおりです。

	差押さえ件数		換価による税収	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
預金差押	13件	35件	446,203円	808,171円
年金差押	1件	1件	140,000円	439,000円
給与差押	3件	12件	416,823円	2,533,676円
生命保険差押	0件	7件	0円	26,021円
不動産差押	5件	0件	0円	0円
動産差押	0件	0件	0円	0円
その他の差押	6件	2件	712,330円	393,974円
差押合計	28件	57件	1,715,356円	4,200,842円

軽自動車税の納付は6月2日(月)までに忘れずに!

- ◆納期限までに、お近くの金融機関、役場またはコンビニエンスストアにて納付してください。
- ◆障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度、軽自動車の所有者であるなど一定の条件を満たしている場合には、申請により軽自動車税が減免になる制度があります。5月中旬に納付書が郵送されますので、ご希望の方は納付書・印鑑・身体障害者手帳を持って減免申請をして下さい。〔5月23日(金)まで〕
なお、普通自動車もお持ちの方はどちらか一台のみの減免となります。
- ◆特種用途自動車(身体障害者輸送用の車両)の所有者は、その形状により該当するものは減免の対象になります。ご希望の方は納付書・車検証・印鑑を持って減免申請をして下さい。〔5月23日(金)まで〕

問い合わせ先 総務課 税務係 ☎82-2113



浄化槽設置しませんか

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です～

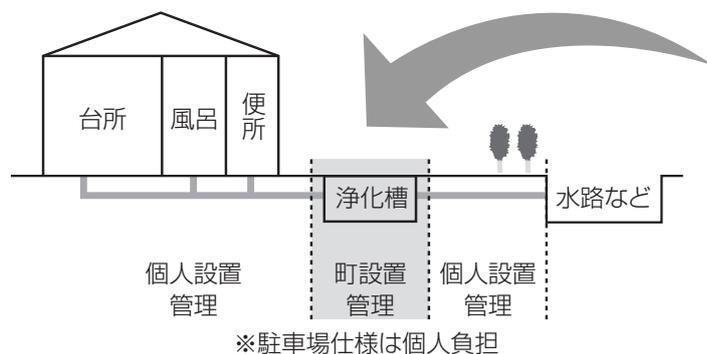
今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。今年度の申請の締切りは平成26年12月26日です。早めの計画、申請をお願いします。

1 エコ補助金を継続!ただし今年度限り

単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を補助します。ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますのでご注意ください。

2 分担金軽減を継続!

大好評、平成27年3月(平成26年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。



人槽区分	分担金	使用料(月額)	エコ補助
5人槽	150,000円	3,800円	60,000円
7人槽	210,000円	4,600円	70,000円
10人槽	300,000円	5,500円	80,000円

3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

4 現在までの設置の状況

事業実施からの設置状況は、平成20年度26基、H21は50基、H22は34基、H23は43基、H24は53基、H25は39基で、合計245基となりました。

5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。

現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。

現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽への転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環境保全につながります。

6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

群馬県の汚水処理人口普及率(生活排水処理施設が整備されている区域の割合)は、平成24年度で74.9%となっており、全国で比較してもけっして高くはありません。

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成24年度で22.7%(5%上げるには約170基整備が必要)であり、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近付けるには大変厳しいものがありますが、汚染処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

【問い合わせ先】 産業振興課 土木管理係 ☎64-8807